

豪雪による災害救助法適用地域のお客様に対する 電話料金等の取扱いについて(第2報)

このたびの豪雪により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

NTT東日本は、このたびの豪雪により災害救助法が適用された新潟県の各市町村において、以下の特別措置を、お客様からのお申し出に基づき実施します。

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置を拡大します。

1. 電話料金の支払期限の延長

災害救助法適用地域のお客様の電話料金(災害救助法の適用期間中に支払期限をむかえる請求書)を、コンビニエンスストア、金融機関の窓口等にてお支払いいただいているお客様については、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

(注)口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客様については、自動的に口座引落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

2. 電話サービスの基本料金等の取扱い

災害救助法適用地域のお客様が、避難されるなど実態的に電話が全くご利用できなかった場合には、その期間※1の基本料金等※2を無料とします。

※1 電話等がご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に無料日数を計算します。

なお、無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

※2 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

3. 移転工事費の取扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

※ 他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

4. 電話以外の電気通信サービスの取扱い

電話サービスに準じた取扱いとします。

5. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

NTT東日本 料金問合せ受付センター 0120-002-992

<受付時間:午前9時~午後9時、土日・祝日も営業(年末年始を除きます)>

※システムメンテナンスにより休業させていただく場合があります。

(参考)災害救助法適用地域(H24.1.30現在)

上越市(全域)、妙高市(全域)、長岡市(旧小国町、旧川口町)、柏崎市(全域)、十日町市(旧松代町)、糸魚川市(旧糸魚川市)